

兵庫県立千種高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校の校訓「自立信愛」のもと、地域に生きる次代の担い手としての自覚と責任を持ち、地域社会と連携しつつ、郷土を愛する心と純真素朴な気風を育み、たくましい身体と強い意志をもって自立し、命と人権を大切にして社会に貢献する、こころ豊かで自立した人づくりめざすことを目標としている。

また、山間僻地にある小規模校という特性を生かし、「地域の子は地域で育てる」という理念のもと、地域になくってはならない信頼される学校づくりをめざしている。そのために特色ある学校設定科目を多く開設し、地域で活躍できる人材を育成することを目的としている。

さらに、本校は、「連携型中高一貫教育校」として中学校から6年間を見通した一貫性のある教育活動を展開している。学びたいことが学べる、特色を生かした魅力ある学校づくりの実践として、地域の活性化を図るために地域と連携し、生徒の社会性と規範意識を高めることを目的とした活動を行ってきた。地域清掃等のボランティア活動に参加するなど、地域交流を積極的に進める教育活動を行っている。

このような実践を通して、自他ともに、命と人権を守る土壌をつくるとともに、平素より生徒の学校生活や家庭生活の微妙な変化を敏感にキャッチし、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなる学校づくりを推進する。

2 基本的な考え方

●いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

次の①～⑦はいじめについての基本的な認識である。

①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。

⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

●生徒が主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。

●人間は共に生きているという原点に立ち返り、互いに思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを生徒に十分理解させ、学校教育活動全体を通して、自己共有感や規範意識の醸成に努める。

●いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努める。また、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われた後も見守りを続ける。

●複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取組の重要性等について、教職員が共通理解した上で、生徒への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に向けた取組を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、カウンセリングに関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を別に定める。

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、取組内容、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙2 年間指導計画

(3) 早期発見

いじめは、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい傾向があることを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙3 早期発見のためのチェックリスト

(4) 早期対応・組織的対応

いじめの兆候を発見した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、共有、事実確認を行い、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チームを中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。迅速に解決するための組織的対応を別に定める。

別紙4 緊急時の組織的対応

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

情報モラル教育を充実させ、生徒自身が考え実行するスマートフォン・携帯電話の使用等のルールづくりを行う。また、警察等の専門機関と連携した指導や、保護者に対してインターネット利用に伴う危険性や、健全な判断能力育成を図る責務等の周知に努める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

(ア) 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

○ 生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

(イ) 「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

○ 「相当の期間」については、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、校長の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

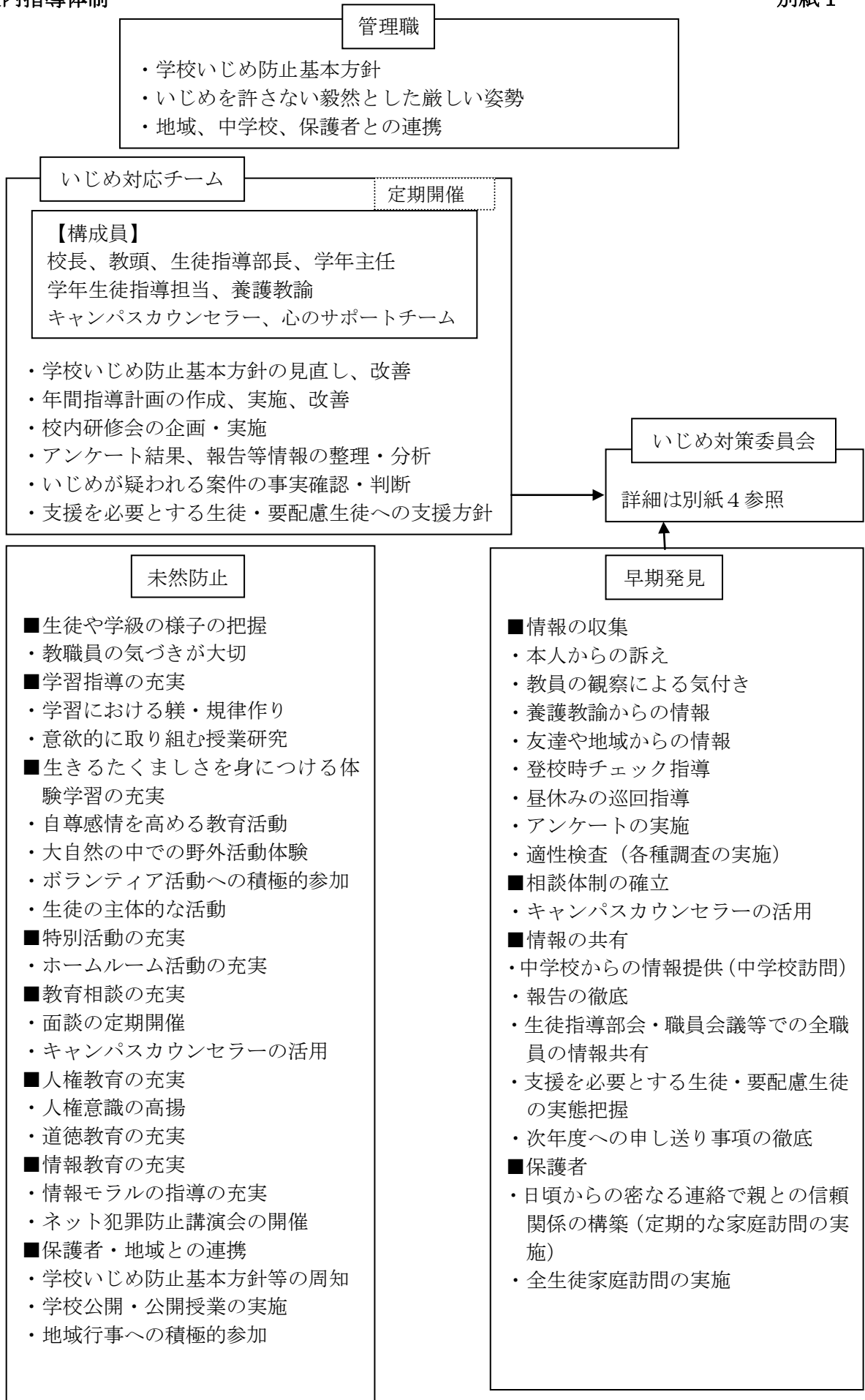
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

信頼される安心・安全な学校づくりをめざしている本校は、これまでも保護者・地域への情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、中高連携合同職員会議、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかという点について、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成 中高合同職員会議	入学前の中学校との情報交換	
		学級づくり	個別面談
5月	保護者向け啓発	家庭訪問	
		全生徒宅家庭訪問・一年生体験カウンセリング	
		職員研修会	
6月		地域清掃ボランティア	
		ネット犯罪防止講演	
		地域行事参加	公開授業
7月	中高合同職員会議	農業体験	
		人権学習	三者面談
		地域行事参加	いじめアンケート①
8月		カウンセリングマインド研修	
		インターネットサミット in CHIKUSA	オープンハイスクール
		地域行事参加	
9月		人権研修 心のサポート研修	
			個別面談
10月		中高連携体育大会	
		地域行事参加	
		心のサポート講演会	
11月		地域行事参加	授業公開
		人権学習	オープンスクール
		園小中高合同文化祭	
12月	中高合同職員会議	カウンセリング研修	いじめアンケート②
		情報モラル講演会	
			三者面談
1月			個別面談
2月		中高連携マラソン大会	
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		いじめアンケート③

職員会議等

- いじめ対応チームは、キャンパスカウンセラーを交え定期的に生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。

未然防止に向けた取り組み

- 入学前に中学校との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- 定期的にバスに乗り、マナー指導を実施する
- 定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- 生徒会研修（リーダーの育成）
- 農業等の体験授業で感性を磨くことにより、自然と人間を愛する心を育む。
- 地域行事では、クリンソウ祭り、妙見夏祭り、ふれあいフェスタ、JA祭りなどにボランティアとして参加し、社会性の育成を図る。

早期発見に向けた取り組み

- いじめアンケートは年3回実施。
- 個別面談だけではなく、小規模校の利点を生かし、生徒の日常の微妙な変化に対応する。

● いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 学級や学年が荒れている
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 些細なことで冷やかしやからからがある
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらや嫌がらせをする ※

● いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 元気がない
- 服装の汚れや破れが目につく
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う席に座っている ※

◎ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- 教室で一人離れて食べている ※
- 昼食時になると教室から出て行く ※
- 食欲がない

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

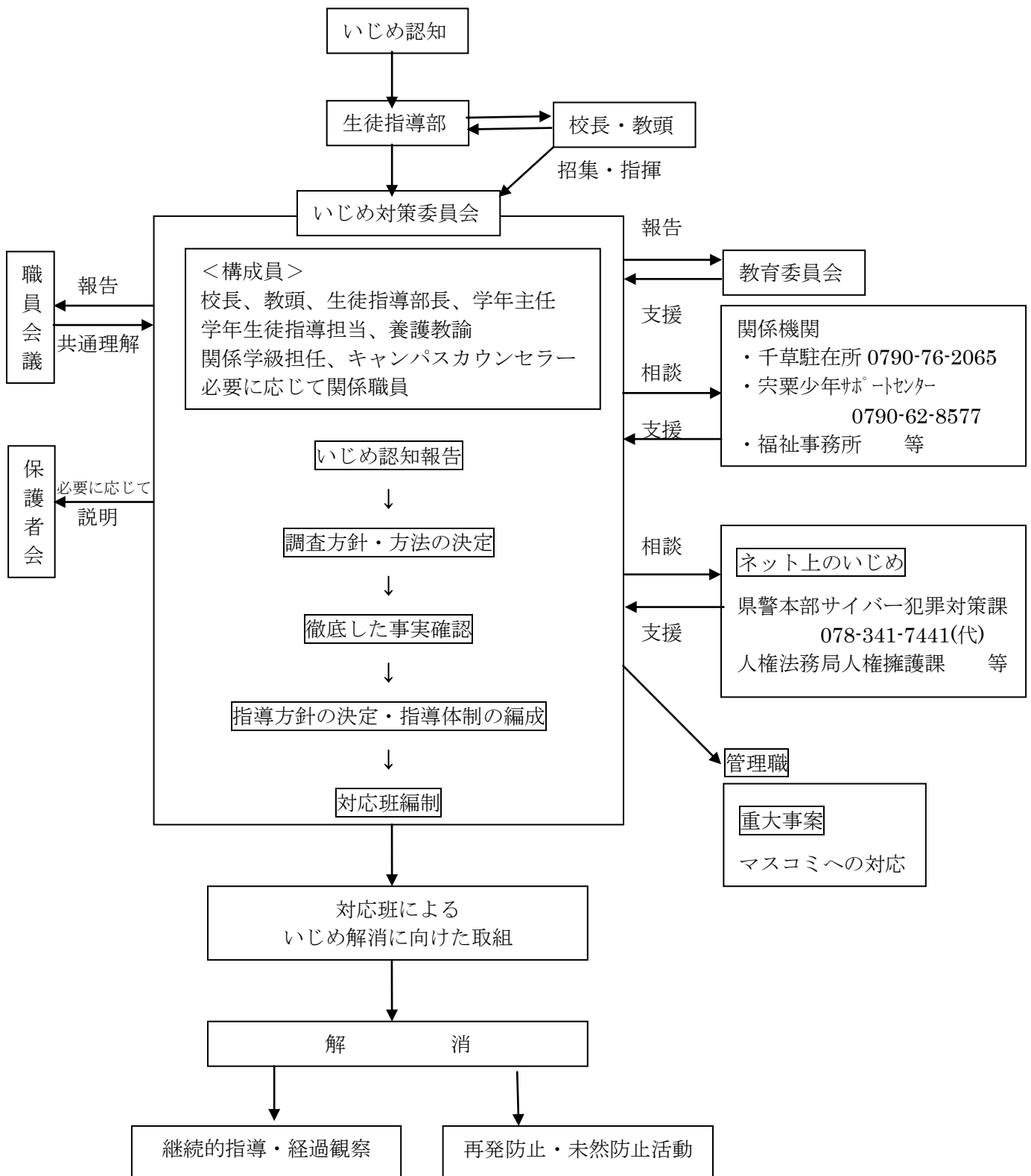
◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

● いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 発言の中に差別意識が見られる ※
- 教師が近づくと、集団が黙り込む ※
- 教師が近づくと、集団が分散する ※
- すぐかっとなって、暴力をふるう
- 言葉遣いが荒くなる
- 友達を呼び捨てにする
- 友達に軽蔑した口調で話す

※ 本校独自のチェック項目



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を図るとともに、傍観者への指導も行う。